

# 職場のハラスメント 防止セミナー

本セミナーでは、パワハラ、セクハラ等のハラスメントの具体的な事例を中心に、カスハラ等の最新情報とともに解説し、企業として対応すべき措置について学んでいただきます。

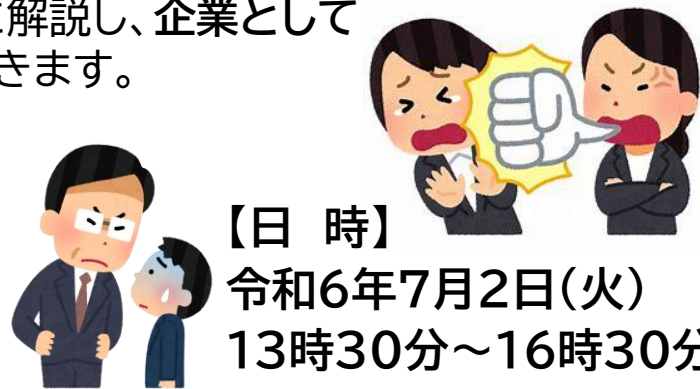
## 無くならないハラスメント

セクハラやパワハラは許されませんが、なかなか無くならないのも事実です。セクハラやパワハラは被害者の尊厳を傷つけるだけでなく、組織に損害を与えます。被害者の仕事への意欲が衰え、離職や生産性の低下につながりかねません。対応を誤れば、安全配慮義務違反で事業者や管理者は法的責任を問われる可能性もあります。経営トップから管理者、従業員まで、研修などで意識を高め、職場全体で取り組むことが重要です。

## カスハラも対策を

最近ではカスハラ(カスタマーハラスメント)という言葉もよく目にするようになりました。顧客によるカスハラが増えているのは、ミスを許さない不寛容な社会になっていることが背景にあり、怒りの沸点が下がっているとの指摘もあります。企業においては、他のハラスメントと同様に組織で対応する体制をとることが重要です。

厚生労働省は、有識者会議においてカスハラの実態等対策強化に向けて議論・検討を始めており、東京都は防止条例を検討しています。



【日時】

令和6年7月2日(火)

13時30分～16時30分

【会場】 エル・おおさか南館  
当連合会常設会場

【講師】 山本 晃子氏  
(元労働基準監督官、社会保険労務士  
・労働衛生コンサルタント)

【受講料(テキスト代を含む)】

会員:7,000円(受講料 6,364円+10%消費税636円)

一般:8,000円(受講料 7,273円+10%消費税727円)

(※会員とは：当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方)

適格請求書発行事業者の登録番号：

T7120005015256

【申込要領】

当会のホームページトップ画面の「[インターネット予約](#)」からお申し込みいただき、申込後14日以内に受講料を銀行に振り込み願います。

入金が確認できましたら、受講票をメールにて送信させていただきます。申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません。

接客・電話対応をされる従業員の方は、7月19日(金)開催の「カスハラ予防のためのマナー研修」の受講をお勧めします。

【公式】LINEはじめました！友だちになって最新情報をGETしよう



はじめました



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F  
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>

